

鳥取縣公報

昭和十八年四月九日
第千四百二十三號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 告示 昭和三十七年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算其他... 一頁
- 食糧管理事務取扱員囑託... 七頁
- 青年學校廢止認可... 八頁
- 同 開校認可... 八頁
- 耕地整理組合長同副長選任... 九頁
- 鳥取縣立正道館規程制定... 九頁
- 耕地整理組一人施行認可... 一〇頁
- 產婆登錄名簿訂正者... 一〇頁
- 產婆名簿登錄... 一〇頁
- 畜産組合長選任... 一〇頁
- 彙報
- ヒマ種子の配付、受取つたら直ぐ播種せよ... 二頁
- 行け！ 満洲へ... 三頁
- 其の他... 三頁

告示

鳥取縣告示第百八十一號

昭和十八年三月三十日縣參事會ニ於テ議決ニ係ル昭和十七年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算、昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算並同追加豫算、昭和十七年度特別會計國民學校職員加俸資金歲入歲出追加更正豫算、昭和十八年度特別會計中等學校改築費歲入歲出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十七年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算

△印減高

經常部

第四款 地方分與稅

三九、四三圓

20800

第二項 配付稅	二九、一四三	第七款 教育費	一〇〇圓
經常部計	三九、一四三	第十一項 學事諸費	一〇〇
臨時部計		第十二項 勸業費	九、五〇一
歲入合計	三九、一四三	第十三項 農事試驗場費	三、三六〇
歲出		第十四項 蠶業試驗場費	一、八三三
第一項 縣債	△三六、〇〇〇	第十五項 種畜場費	一〇〇
第二項 縣債	△三六、〇〇〇	第十六項 產業獎勵費	五、五八八
第三項 縣債	△三六、〇〇〇	第十七項 社會事業費	△一、五〇〇
第四項 縣債	△三六、〇〇〇	第十八項 教育費	△一、五〇〇
第五項 縣債	△三六、〇〇〇	第十九項 特別會計補充費	三三、三六六
第六項 縣債	△三六、〇〇〇	第二十項 勸業費	八、八
第七項 縣債	△三六、〇〇〇	第二十一項 教育補助費	九、九〇
第八項 縣債	△三六、〇〇〇	第二十二項 教育補助費	九、九〇
第九項 縣債	△三六、〇〇〇	第二十三項 教育補助費	九、九〇
第十項 縣債	△三六、〇〇〇	第二十四項 教育補助費	九、九〇
第十一項 縣債	△三六、〇〇〇	第二十五項 教育補助費	九、九〇
第十二項 縣債	△三六、〇〇〇	第二十六項 教育補助費	九、九〇
第十三項 縣債	△三六、〇〇〇	第二十七項 教育補助費	九、九〇
第十四項 縣債	△三六、〇〇〇	第二十八項 教育補助費	九、九〇
第十五項 縣債	△三六、〇〇〇	第二十九項 教育補助費	九、九〇
第十六項 縣債	△三六、〇〇〇	第三十項 教育補助費	九、九〇
第十七項 縣債	△三六、〇〇〇	第三十一項 教育補助費	九、九〇
第十八項 縣債	△三六、〇〇〇	第三十二項 教育補助費	九、九〇
第十九項 縣債	△三六、〇〇〇	第三十三項 教育補助費	九、九〇
第二十項 縣債	△三六、〇〇〇	第三十四項 教育補助費	九、九〇
第二十一項 縣債	△三六、〇〇〇	第三十五項 教育補助費	九、九〇
第二十二項 縣債	△三六、〇〇〇	第三十六項 教育補助費	九、九〇
第二十三項 縣債	△三六、〇〇〇	第三十七項 教育補助費	九、九〇
第二十四項 縣債	△三六、〇〇〇	第三十八項 教育補助費	九、九〇
第二十五項 縣債	△三六、〇〇〇	第三十九項 教育補助費	九、九〇
第二十六項 縣債	△三六、〇〇〇	第四十項 教育補助費	九、九〇
第二十七項 縣債	△三六、〇〇〇	第四十一項 教育補助費	九、九〇
第二十八項 縣債	△三六、〇〇〇	第四十二項 教育補助費	九、九〇
第二十九項 縣債	△三六、〇〇〇	第四十三項 教育補助費	九、九〇
第三十項 縣債	△三六、〇〇〇	第四十四項 教育補助費	九、九〇
第三十一項 縣債	△三六、〇〇〇	第四十五項 教育補助費	九、九〇
第三十二項 縣債	△三六、〇〇〇	第四十六項 教育補助費	九、九〇
第三十三項 縣債	△三六、〇〇〇	第四十七項 教育補助費	九、九〇
第三十四項 縣債	△三六、〇〇〇	第四十八項 教育補助費	九、九〇
第三十五項 縣債	△三六、〇〇〇	第四十九項 教育補助費	九、九〇
第三十六項 縣債	△三六、〇〇〇	第五十項 教育補助費	九、九〇
第三十七項 縣債	△三六、〇〇〇	第五十一項 教育補助費	九、九〇
第三十八項 縣債	△三六、〇〇〇	第五十二項 教育補助費	九、九〇
第三十九項 縣債	△三六、〇〇〇	第五十三項 教育補助費	九、九〇
第四十項 縣債	△三六、〇〇〇	第五十四項 教育補助費	九、九〇
第四十一項 縣債	△三六、〇〇〇	第五十五項 教育補助費	九、九〇
第四十二項 縣債	△三六、〇〇〇	第五十六項 教育補助費	九、九〇
第四十三項 縣債	△三六、〇〇〇	第五十七項 教育補助費	九、九〇
第四十四項 縣債	△三六、〇〇〇	第五十八項 教育補助費	九、九〇
第四十五項 縣債	△三六、〇〇〇	第五十九項 教育補助費	九、九〇
第四十六項 縣債	△三六、〇〇〇	第六十項 教育補助費	九、九〇
第四十七項 縣債	△三六、〇〇〇	第六十一項 教育補助費	九、九〇
第四十八項 縣債	△三六、〇〇〇	第六十二項 教育補助費	九、九〇
第四十九項 縣債	△三六、〇〇〇	第六十三項 教育補助費	九、九〇
第五十項 縣債	△三六、〇〇〇	第六十四項 教育補助費	九、九〇
第五十一項 縣債	△三六、〇〇〇	第六十五項 教育補助費	九、九〇
第五十二項 縣債	△三六、〇〇〇	第六十六項 教育補助費	九、九〇
第五十三項 縣債	△三六、〇〇〇	第六十七項 教育補助費	九、九〇
第五十四項 縣債	△三六、〇〇〇	第六十八項 教育補助費	九、九〇
第五十五項 縣債	△三六、〇〇〇	第六十九項 教育補助費	九、九〇
第五十六項 縣債	△三六、〇〇〇	第七十項 教育補助費	九、九〇
第五十七項 縣債	△三六、〇〇〇	第七十一項 教育補助費	九、九〇
第五十八項 縣債	△三六、〇〇〇	第七十二項 教育補助費	九、九〇
第五十九項 縣債	△三六、〇〇〇	第七十三項 教育補助費	九、九〇
第六十項 縣債	△三六、〇〇〇	第七十四項 教育補助費	九、九〇
第六十一項 縣債	△三六、〇〇〇	第七十五項 教育補助費	九、九〇
第六十二項 縣債	△三六、〇〇〇	第七十六項 教育補助費	九、九〇
第六十三項 縣債	△三六、〇〇〇	第七十七項 教育補助費	九、九〇
第六十四項 縣債	△三六、〇〇〇	第七十八項 教育補助費	九、九〇
第六十五項 縣債	△三六、〇〇〇	第七十九項 教育補助費	九、九〇
第六十六項 縣債	△三六、〇〇〇	第八十項 教育補助費	九、九〇
第六十七項 縣債	△三六、〇〇〇	第八十一項 教育補助費	九、九〇
第六十八項 縣債	△三六、〇〇〇	第八十二項 教育補助費	九、九〇
第六十九項 縣債	△三六、〇〇〇	第八十三項 教育補助費	九、九〇
第七十項 縣債	△三六、〇〇〇	第八十四項 教育補助費	九、九〇
第七十一項 縣債	△三六、〇〇〇	第八十五項 教育補助費	九、九〇
第七十二項 縣債	△三六、〇〇〇	第八十六項 教育補助費	九、九〇
第七十三項 縣債	△三六、〇〇〇	第八十七項 教育補助費	九、九〇
第七十四項 縣債	△三六、〇〇〇	第八十八項 教育補助費	九、九〇
第七十五項 縣債	△三六、〇〇〇	第八十九項 教育補助費	九、九〇
第七十六項 縣債	△三六、〇〇〇	第九十項 教育補助費	九、九〇
第七十七項 縣債	△三六、〇〇〇	第九十一項 教育補助費	九、九〇
第七十八項 縣債	△三六、〇〇〇	第九十二項 教育補助費	九、九〇
第七十九項 縣債	△三六、〇〇〇	第九十三項 教育補助費	九、九〇
第八十項 縣債	△三六、〇〇〇	第九十四項 教育補助費	九、九〇
第八十一項 縣債	△三六、〇〇〇	第九十五項 教育補助費	九、九〇
第八十二項 縣債	△三六、〇〇〇	第九十六項 教育補助費	九、九〇
第八十三項 縣債	△三六、〇〇〇	第九十七項 教育補助費	九、九〇
第八十四項 縣債	△三六、〇〇〇	第九十八項 教育補助費	九、九〇
第八十五項 縣債	△三六、〇〇〇	第九十九項 教育補助費	九、九〇
第八十六項 縣債	△三六、〇〇〇	第一百項 教育補助費	九、九〇

第十三款 勸業補助費	二、〇〇〇	歲入合計	四、〇〇〇
第十四款 社會事業補助費	一〇、〇〇〇	昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算	△印減高
第一項 社會事業補助費	一〇、〇〇〇	歲入	
第二十六款 農業水利改良事業費	△六、〇〇〇	經常部	
第一項 農業水利改良事業費	△六、〇〇〇	第七款 使用材料及手數料	一〇、〇〇〇圓
第四項 農業水利改良事業費	△一、七〇〇	第一項 使用料	一〇、〇〇〇
第六項 農業水利改良事業費	△一、五〇〇	經常部計	一〇、〇〇〇
第三十四款 農業水利改良事業費	一、五〇〇	臨時部	
第一項 農業水利改良事業費	一、五〇〇	第一項 繰越金	三六、三二圓
第四十款 縣職員費	三、九〇〇	第二項 前年度繰越金	三六、三二
第一項 縣職員費	三、九〇〇	第五項 國庫補助金	一五〇、一五五
第三項 勸業費	四、七〇〇	第三項 勸業費補助金	一五〇、一五五
第五項 兵事諸費	四、七〇〇	第三項 勸業費寄附金	一〇、〇〇〇
第五十三款 雜出	一、〇〇〇	第七款 立替金	八、六〇〇
第一項 過年度追拂	一、〇〇〇	第一項 農業水利改良事業費立替金	八、六〇〇
臨時部計	三、三三一	第八款 縣債	三六、〇〇〇
歲入合計	三、三三一	第一項 縣債	三六、〇〇〇

臨時部計	二四、二七四
歲入合計	三五、七六六
經常部	
第七款 教育費	一〇、〇三三圓
第一項 教育職員費	八、五五五
第三項 高等女學校費	一、四八〇
第十款 勸業費	六、〇五〇
第十五項 產業獎勵費	四、二〇〇
第十六項 勸業諸費	一、八五〇
第十一款 社會事業費	六、三〇〇
第三項 社會事業諸費	六、三〇〇
第十二款 社會教育費	一三、六六四
第四項 正道館費	一三、六六四
經常部計	三六、〇三〇
臨時部	
第三款 教育費	三、七九圓
第三項 工業學校費	一、三三〇

第四項 大山訓練所費	二、五五五
第五款 勸業費	△三、七〇〇
第一項 勸業費	一〇、〇〇〇
第二項 交付金	△四、九、七〇〇
第十三款 勸業費本年度支出額	六、九、四〇〇
第一項 農業水利改良事業費	六、九、四〇〇
第十六款 時局對策費	一、八、五七七
第三項 勸業費	一、八、五七七
臨時部計	二五、七六六
歲出合計	三五、七六六
昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加豫算	
經常部	
第八款 國庫下渡金	八、三、七九圓
第一項 警察費下渡金	八、三、七九
第九款 雜收入	七、六八九
第六項 物品賣拂代	三、九〇五
第八項 雜收入	三、七〇〇

00898

經常部計	一六、六八八
臨時部	
第一款 繰越金	一、七三、八三〇圓
第一項 前年度繰越金	一、七三、八三〇
第二款 國庫補助金	二、七五、五〇九
第二項 土木費補助金	二、七五、五〇〇
第五項 勸業費補助金	一八、一〇九
第三款 寄附金	一四、四六四
第一項 土木費寄附金	三五、〇〇〇
第二項 教育費寄附金	九、五五六
第三項 勸業費寄附金	七、九一八
第八款 縣債	一、〇〇一、〇〇〇
第一項 縣債	一、〇〇一、〇〇〇
臨時部計	五、六四三、九三三
歲入合計	五、六六〇、〇〇一
經常部	
第十款 勸業費	五、九〇圓

第七款 商工獎勵館費	三、三三三
第十四款 都市計畫事業費	二、二〇〇
第二項 都市計畫調查費	二、二〇〇
經常部計	二、九三三
臨時部	
第二款 土木費	三、一〇八三圓
第三項 道路費	四、七三〇
第四項 橋梁費	七、七、四八
第七項 指導監督費	四、二、四四
第八項 港灣費	一三、〇〇〇
第九項 連絡土木事業費	七、一六三
第十項 災害土木助成河川改良事業費	一、九、四〇七
第十項 災害土木道路橋梁改良事業費	三、〇〇〇
第三款 教育費	三、四、〇六四
第一項 農業學校費	一、〇〇〇
第二項 高等女學校費	一、七、〇三五
第三項 工業學校費	一、七、〇〇一

第四項	中學校費	一五、八四七	第三項	勸業費	三、五三〇
第五項	農林學校費	一、九四一	第六項	時局國民運動費	一、九〇〇
第五款	勸業費	八、六六六	第十八款	社會教育費	八、〇〇〇
第一項	勸業費	八、六六六	第二項	船上山道場費	八、〇〇〇
第六款	補助費	五、八三九	第二十款	地方事務所建設費	二、四三〇
第六項	勸業補助費	五、八三九	第一項	建設費	二、四三〇
第七款	紀元二千六百年記念事業費	六、七〇〇	第二十一款	災害土木復舊費	四、三六、三七七
第二項	記念出版費	六、七〇〇	第一項	八年災害土木復舊費	三、九八四
第八款	森林治水事業費	一、五、一五三	第二項	九年災害土木復舊費	九、〇九三
第四項	民有林計畫施業獎勵費	六、〇〇〇	第三項	十二年災害土木復舊費	五、八三五
第五項	十六年災害荒廢林地復舊事業費	九、一五三	第四項	十三年災害土木復舊費	三、七、六一
第十款	農地造成改良事業費	四、三〇六	第五項	十五年災害土木復舊費	一、五、七四〇
第一項	十六年起工農地造成改良事業費	三、〇八五	第六項	十六年災害土木復舊費	九、五、二七三
第二項	十七年起工早害地方農用公共施設新設改良事業費	一、四、一七四	第七項	十七年災害土木復舊費	二、九六、八六九
第三項	農用公共施設新設改良事業費	七、〇四七	第二十二款	災害林道復舊費	六、七九四
第十六項	時局對策費	三、六、九一	第一項	十七年災害林道復舊費	六、七九四
			第二十三款	災害應急費	九、六、六六
			第一項	十七年災害應急費	九、六、六六

第二十四款	受託事業費	六、五七二	昭和十八年度特別會計中等學校改築費		
第一項	舞鶴海軍施設受託事業費	六、五七二	歲入歲出追加豫算		
臨時部計		五、六、七、一〇九	歲入		
歲出合計		五、六、〇、〇〇一	第四款	繰越金	
昭和十七年度特別會計國民學校職員加俸資金			第一項	繰越金	
歲入歲出追加更正豫算			歲入合計	三、四四四	
歲入			歲出		
第一款	國庫補助金	△一、六、五五〇	第一款	中等學校改築費	三、四四四圓
第一項	國民學校教育費國庫補助金	△一、六、五五〇	第一項	學校改築費	三、四四四
第四款	補充金	三、三、〇、〇六	歲出合計	三、四四四	
第一項	一般會計補充金	三、三、〇、〇六			
歲入合計		三、〇、六、四一			
歲出					
第一款	國民學校職員加俸	三、〇、六、四一			
第一項	國民學校職員加俸	三、〇、六、四一			
歲出合計		三、〇、六、四一			

昭和十八年度特別會計中等學校改築費	
歲入歲出追加豫算	
歲入	
第四款	繰越金
第一項	繰越金
歲入合計	三、四四四
歲出	
第一款	中等學校改築費
第一項	學校改築費
歲出合計	三、四四四

鳥取縣告示第百八十二號

食糧管理事務取扱員ヲ左ノ通囑託ス

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土肥米之

囑託シタル者ノ氏名	擔當區域	職務執行ノ場所
中島 義實	八頭郡若櫻町一圓	八頭郡若櫻町役場
市村 寬	八頭郡河原町一圓	八頭郡河原町役場
山本 孝正	縣下一圓	鳥取縣食糧検査所

00901

鳥取縣告示第百八十三號

青年學校令ニ依リ設置セル左記組合立青年學校ヲ昭和十八年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十八年四月九日認可セリ

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名 稱	位 置	設 置 者
鳥取縣東伯郡由良町榮村組合立育良青年學校	鳥取縣東伯郡由良町	東伯郡由良町榮村學校組合

堀 川 初 八頭郡西鄉村一圓 八頭郡西鄉村役場
 坂 本 萬 吉 東伯郡下中山村一圓 東伯郡下中山村役場
 平 尾 薰 氣高郡一圓 食糧検査所氣高支所

鳥取縣告示第百八十四號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十八年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十八年四月九日認可セリ

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名 稱	位 置	設 置 者
鳥取縣東伯郡大誠村青年學校	鳥取縣東伯郡大誠國民學校ニ併設	東伯郡大誠村
鳥取縣氣高郡大和村青年學校	鳥取縣氣高郡大和國民學校ニ併設	氣高郡大和村
鳥取縣八頭郡船岡村青年學校	鳥取縣八頭郡船岡國民學校ニ併設	八頭郡船岡村
鳥取縣岩美郡福部村第一青年學校	鳥取縣岩美郡元鹽見國民學校ニ併設	岩美郡福部村
鳥取縣岩美郡福部村第二青年學校	鳥取縣岩美郡服部國民學校ニ併設	"
鳥取縣氣高郡鹿野町青年學校	鳥取縣氣高郡鹿野國民學校ニ併設	氣高郡鹿野町
鳥取縣東伯郡灘手村青年學校	鳥取縣東伯郡灘手國民學校ニ併設	東伯郡灘手村

鳥取縣告示第百八十五號

青年學校令ニ依リ左記青年學校ヲ設置シ昭和十八年四月ヨリ開校ノ件昭和十八年四月九日認可セリ

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

00902

鳥取縣告示第百八十六號

東伯郡中北條村天神山耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名 稱	位 置	設 置 者
鳥取縣岩美郡福部村青年學校	岩美郡福部村大字細川字中倉井六一九	岩美郡福部村

東伯郡中北條村大字江北百六拾六番屋敷
 組 合 長 一 引 田 武 俊
 東伯郡中北條村大字江北千七百九拾番地
 組 合 副 長 磯 江 松 太 郎

鳥取縣告示第百八十七號

鳥取縣立正道館規程左ノ通定ム

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣立正道館規程

- 第一條 本館ハ名和公純忠ノ精神ヲ繼紹シ縣民ニ皇國民タルノ鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス
 - 第二條 本館ハ縣下道場ノ精神の中核タルモノトス
 - 第三條 本館ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 館 長 一
 - 主 事 一
 - 書 記 一
 - 第四條 職員ハ知事之ヲ任命ス
 - 第五條 館長ハ知事ノ命ヲ承ケ鍊成並ニ館務ヲ統理ス
 - 第六條 主事ハ館長ヲ補佐シ鍊成ノ指導並ニ館務ヲ掌ル
 - 第七條 書記ハ館長ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス
 - 第八條 本館ニ入館セシムベキ者ハ其ノ都度館長之ヲ決定ス
 - 第九條 館務ニ關スル細則ハ館長之ヲ定ム
- 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

00903

鳥取縣告示第百八十八號

西伯郡外江村耕地整理組一人施行ノ件認可セリ

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第百八十九號

産婆登録名簿訂正者左ノ如シ

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

前住所 日野郡八郷村大字番原五三五番地

新住所 日野郡日野上村大字矢戸六六番地一岩崎方

昭和十八年三月十八日轉住ニ依リ名簿訂正方出願ニ對シ同年同月二十七日訂正

仲 田 律 江

鳥取縣告示第百九十號

産婆名簿登録者左ノ如シ

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

本籍 鳥取縣八頭郡八東村大字三浦一七八番地
住所 同 上

昭和十八年三月三十日 登録
第八八八八號

保 木 本 玉 惠

大正四年九月二日生

鳥取縣告示第百九十一號

東伯郡畜産組合長任期満了ニ付左記者選任ノ件昭和十八年四月九日認可セリ

昭和十八年四月九日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

東伯郡以西村大字大父八百五十五番地

小 椋 重 朗

00904

彙 報

ヒマ種子の配布

受取つたら直ぐ播種せよ

ヒマシ油は飛行機その他に是非必要な潤滑油として需要益々激増の一途にあり、昨年も全国的にヒマを植栽してヒマシを献納したのであつて、その栽培法についても度々記したところであるが、本年もいよいよ全国的にこれが播種を行ひ、國民の愛國心に邁へて空閑地等の利用に依る増産を圖つて献納の徹底を期することとなり、本縣に於ても大政翼賛會鳥取支部より郡市支部、各町村を通じて各戸に配布することになつた。播種は四月中旬頃に行ひ得るやう急速に配布される筈であるから、それ／＼植栽の手筈を進められたい。

本縣栽培目標は一本三粒播きとして農家一戸十本、農家以外一戸六本、國民學校二十本、男女中等學校一校三十本(但し農業學校は五十本)、會社、銀行、工場、事業場は一

ヶ所十本程度とし、堤防其他空閑地に對しても適宜付される筈である。

念のため播き方の概要を記すと、時期は四月初めから中旬までが好機であつて、遅くとも五月までに播くべきである。場所は成るべく日當りのよい乾燥地がよく、連作は嫌ふから去年作つた土地は避けること。成るべく深く耕して塵芥や落葉、木灰等を混ぜて基肥として施す、蒔き方は種子を一晝夜位水に浸して一ヶ所に二三粒蒔き後で丈夫な苗を一本だけ残し一坪に三本又は四本立てとするのである。昭和十八年度本縣郡市別種子配布量及び生産目標は次の通りである。

郡市名	種子配付數量	生産目標
鳥 取	七貫三一六匁	三三八貫
米 子	一一、一〇四	五一四
岩 美	一四、六三二	六七七
八 頭	二五、二六六	一、一七〇
氣 高	二〇、一九六	九三五
東 伯	四四、二二〇	二、〇四七
西 伯	三七、三〇四	一、七二七
日 野	一七、一三五	七九三
計	一七七、一七三	八、二〇一

00905

新に渡滿する人のために 行け！ 滿洲へ

そして開拓聖業に邁進せよ

日本海を渡り、大陸に於て諸民族の指導、民族協和の中核となり、銃と鋏を振つて東亞の防衛、食糧の増産に挺身し、開拓協和の實踐を通じて日本帝國の大理想に淵源する滿洲建國の理想を實現するものは、實に開拓民であり青少年義勇軍である。

日滿兩國政府で昭和十一年から二十ヶ年間に百萬戸五百万人の開拓民を我が國から滿洲に入植せしめるやう決定せられたことは周知のところであるが、爾來我が國から滿洲國へ入植した開拓民及び青少年義勇軍は相當數に達し、本縣からでも農業開拓民で十三年から十七年までの五ヶ年間に四百五十人、青少年義勇軍は實に一千九百六十一人と云ふ多きに及んでゐる。そして曠漠たる沃野に於て希望に輝く聖汗を流しつつある。

一体此の開拓民と云ふものは、滿洲の原野を開拓し、農産物の大増産を圖つて日滿兩國の食糧を豊富にすると云ふことゝ、狭い我が本土にあり余る人口を廣い滿洲國に適當に配置すると云ふ重要な意義を持つてゐるのであるが、尙ほ此の外に滿洲國は非常に長い國境線をロシアに接してゐるから、此の國境線を嚴重に守るためには多くの軍隊や警察官が固より必要であるが、更に其の後方基地を充實確保すると云ふ大きな使命を持つてゐるのである。斯く考へて來ると、開拓民は日滿兩國に取つてどんなに重い使命を負はねばならぬものであるかよく分るのである。

併し此の大使命を達成するためには身体を丈夫にし、滿洲の氣候風土に耐え、寒地生活に慣れることが必要である。唯漠然と故郷にゐたと同じやうな調子で暮さうとするとは色々の差支へが生じて來ることゝなるので、此處に新に滿洲生活に入らんとする人々のために是非心得て置かねばならぬ二、三の事項を記して参考に資することとする。切に各位の奮起を望む次第である。

◆ 滿洲の氣候

00906

滿洲の氣候は温度でも湿度でも大變動が多いので、天者には良い氣候である。冬は寒いことは慥かに寒い、併し寒いと云つても來る日も來る日も寒いと云ふのではなく、大体三、四日寒い日が續けば四、五日は温かくなり、一日中雲一かげもないと云ふ快晴の日が非常に多いと云ふことである。

又一年間に雪の降る日は多いところでも三十日か四十日位で、其の降り方も少く、降つても大抵サラ／＼してゐて雪融けの下／＼したやうな不愉快さは比較的少い。夏は冬とは反對に内地の東北や北海道等に見られぬ程の温度になるが、濕氣が少ないために割合に耐え易く、其の上朝晩はずつと温度も下るから何とも云へぬ爽やかさである。渡滿して二年程向ふの氣候に慣れてしまへば、其の後は樂になり、洵に刺激のある健康に適する氣候である。更に内地のやうな蒸し暑い季節もないし、暴風や洪水のやうな天災が少いので作物の成育は非常に良好である。唯一つ悪いことは四、五月頃の蒙古風で、蒙古沙漠から吹きつける砂塵のために折角植えた苗木等が偶々荒されることである。

◆ 住居

滿洲の家は冬向きに出來てゐて空氣が籠り勝ちであるから、宅地は出來るだけ濕地を避けて南向きのゆるい傾斜地の中程に窓を南に向けた家を建てなければならぬ。又井戸は家より高い方に、便所は低い方に造らないと、便所からの泌込みが井戸に這入つて赤痢やチフスが絶えないからよく氣を付けなければならぬ。そして家の周りには成るべく樹を植えて蒙古風や冬の風を少しでも防ぐやうにすることが必要である。

◆ 衣服

滿洲は活潑な建設の舞臺であるから、従つて滿洲に於ける平常着は活動に便利な衣服でなければならぬ。即ち男子は勿論洋服式のものであるからよいが、婦人は袖を元祿袖にし、裳を短かく膝位までにした綿入れを作り、之に綿を入れたモンペを穿けば活動が便利なばかりでなく温くてよい。

◆ 栄養

滿洲の冬は寒いから体に充分熱を起すために油類を澤山

撮る必要がある。此の外魚や野菜の必要なことは云ふまでもない。

◆結核豫防

「満洲に行けば肺病になる」「満洲の肺病は悪性で罹つたら最後治らぬ」「満洲の寒さが肺に悪いのだ」等と認識不足な誤つた考へを持つ者があるが、之が如何に満洲の開発、發展を阻害しつゝあるかを考へる時、之は獨り満洲だけの問題ではなく、大東亞建設戦に當つて洵に嘆かばしいことである。日本には日本の生活があるやうに、満洲に行つては満洲生活を學び、マレーに渡つてはマレー生活を營んでこそ、我々の健康は維持され偉大な民族としての使命を遂行することが出来るのである。

「郷に入つては郷に従へ」と云ふ言葉の如く、特異な大陸性氣候風土を持つ満洲に行つたならば、唯漫然と日本生活をやらうと云ふやうなことなく、現地満洲にピッタリ合つた生活を行つて心身の抵抗力を強めるやうにしなければならぬ。

一番重大な問題は、一年の半を占める冬季六ヶ月の住居

生活である。此の間室内の温度を高温にして所謂「冬季高温蟄居」をすると、心身の抵抗力は次第に弱つて来て潜伏結核を爆發する機縁となり、又結核に限らず總ての病氣に打ち勝つ力が微弱となつて脆くも破れてしまふやうなことになるので、日中は戸外に出ることに努め日光と大氣に充分親しむことが大切である。

此の外食生活の欠陥を是正すべきは勿論で、特に寒さが激しいために肉や脂肪を多く攝る必要があるばかりでなく蔬菜類や果物を充分攝るやうに心掛けねばならぬ。

結核は發病しかゝつてゐても氣付かない場合が多いものであるから、年に一回若くは二回位の健康診断を受け、若し潜伏結核が爆發しかゝつてゐると云ふことが分つたならば、早速醫師の指示に従つて正しい療養道に精進すべきである。

兎角此の早期發見と早期療養の時機を取逃がしてしまふので取返しの付かないことになり勝である。若し萬一微熱が出る何となく疲勞感を覺えたり、食が進まずと云ふ原因もないのに瘦せて來るとか、始終氣分がすぐれぬが

重いつか、+ガ盗汗をかくと云ふやうな症状の場合には猶豫なく醫師に診断を乞はなければならぬ。

肺病に罹らぬ用心こそは結核豫防の最大の秘訣であり、同時に健康維持の鍵でもあるのだから、大体に次のやうな諸事項に注意して大陸諸民族指導、民族協和の中核となつて東亞防衛、農業増産の大使命を達成せられるやう切望する次第である。

- 一、夜ふかし止めよ、早寝早起きよく眠れ。
- 二、寒さを怖れず、毎日欠かさず一度は戸外に出よ、笑ふ太陽、清き大氣は健康の母である。
- 三、時々小窓を開けて、室の空氣の入換へ怠るな。
- 四、薪炭の焚き方程よくして、程よい室温(華氏六十五度以下)で冬過せ。
- 五、食物は偏らず何でも食べよ。
- 六、結核は必ず治るぞ、悲觀すな。
- 七、年に一度は必ず受けよ、健康診断

◎週報、寫真週報掲載内容

(四月七日發行)

◆週報

- 實施されたる新税法
- 情報局の機構改正
- 兵役法の改正
- 新支那の戦争經濟

◆寫真週報

- 東條總理靖國の遺児を激勵す
- 第五回遺児靖國神社參拜
- バーモ長官感激の滯京十二日間
- ビルマ二題
- 比島四題
- △ぞくぞく浮き上る敵の沈没船—マニラ灣
- △日本女性マニラ先遣部隊から
- △ルソン島從貫鐵道完成す
- △戦場の春—陣中文藝

○連載「明るく戦はう」(3)
寫真週報腹を空して町に出る
○勉強に訓練に勵む北鮮のよい子達

◎行旅死亡人

福島縣石城郡大野村長ヨリ左記身元不明ノ行旅死亡人取扱
タル旨報告有之候條心當リノ向ハ直接同村長宛照會相成度

- 一、本籍氏名 不詳
- 一、性別 男推定年齢六十七、八才位
- 一、人相 丈五尺四寸位ヤセ形面長頬骨高禿頭ニシテ一見乞食風死后一ヶ月余
- 一、着衣 木綿袴(棒縞)一枚、神社ノ小旗ヲ以テ禪トセリ
- 一、特徴 左手首ニ桃ノ入墨、左腕ニ木ノ葉、右内股ニ桃ノ入墨アリ

一、所持品 茶色木綿風呂敷一枚、家内安全札一〇〇枚位、大形二ツ折革財布(在中品半錢二枚、一文錢六枚)其他

一、死體發見場所 福島縣石城郡大野村大字白岩字上川子間地内山林岩穴内

一、假埋葬年月日及場所 昭和十八年三月十日大野村大字白岩共有墓地

一、取扱者 福島縣石城郡大野村長

昭和十八年四月九日印刷
昭和十八年四月九日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 發行所
鳥取縣 鳥取市 吉方町 印刷所
鳥取縣 西島19 印刷所